

マイナンバーカード交付等業務の受託事業者に  
おける個人情報の私的利用について

令和6年3月29日  
郡山市市民部  
マイナンバー推進課  
課長 猪狩 明宏  
TEL：924-2080

本市が「郡山市マイナンバーカード交付等業務」を委託している富士ソフトサービスビューロ株式会社（以下、「同社」という）から本市に対し、同社の社員1名（以下、「社員」という。）が当該委託業務への従事において、市民1名（以下「市民」という。）の個人情報（氏名・生年月日・電話番号）を私的に利用していたとの報告がありました。

これを受け本市では、契約に基づき、同社に対し、経緯や再発防止策等について文書での提出を求めるとともに、早急に社員教育、事務手順の見直し等を行うよう指示いたしました。

1 本件の経緯

●2024年3月15日（金）午後

- ・匿名の電話で同社に社員が個人情報を私的に利用しているのではないか？との問合せがあり、同社が社員に確認をしたところ、私的利用があったことが判明
- ・同社は、社員を業務から外した。

●同日 16 時頃

- ・同社から本市に口頭で報告（第一報）があった。本市は同社に対し文書により経緯等の報告を指示した。

●3月18日（月）

- ・同社から本市に文書で経緯等の報告があった。
- ・本市から同社に対し、直ちに本委託業務に従事する社員全員への遵守事項の徹底を実施するよう指示した。

●3月19日（火）

- ・本市から同社に対し、社員教育及び業務実施手順の見直し等の改善策を提示するよう指示した。
- ・本市から国の個人情報保護委員会に第1報（速報）を提出（個人情報の保護に関する法律施行規則第43条第3号該当）

●3月26日（火）

- ・同社より本市に対し文書で改善策等の提出があった。

2 社員による個人情報の私的利用について（同社の社員に対する事情聴取より）

- ・社員が受付を担当した市民の申請書類から氏名、生年月日、電話番号をメモし、その後、社員から市民に電話をかけたもの。※市民は1名

※なお、これ以外に個人情報の私的利用は確認されていない。

### 3 再発防止策

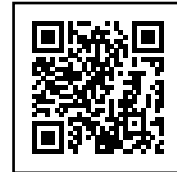
項目	同 社 (富士ソフトサービスビューロ)	本 市
社員教育の見直し	入社時と年2回行っていた情報セキュリティ教育に加え、独自の個人情報取扱いの教育を毎月実施し、その結果を市へ報告	受託事業者から提出された教育実施報告の適正性を確認 契約に基づく指示・監督
事務手順の見直し	従事者が市民の個人情報を取り扱う機会の削減及び個人情報を保有する時間を短縮するための業務改善を行う。 毎月1回業務責任者が抜き打ちで個人情報の取扱い手順が運用どおりに行われているかチェック表で確認し、その結果を市へ報告	受託事業者から提出された個人情報取扱いに関するチェックの適正性を確認 契約に基づき指示・監督

### 4 富士ソフトサービスビューロ株式会社について

所在地 東京都墨田区江東橋二丁目 19 番 7 号

代表者 代表取締役 佐藤 諭

公式ウェブサイトURL <https://www.fsisb.co.jp/>



#### <個人情報保護委員会への報告について>

個人情報の保護に関する法律施行規則（抜粋）

第 43 条 法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為による保有個人情報(当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態